

隅田川景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 規模	
	隅田川の水面上や遊歩道から見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。 記載欄
(2) 形態・意匠・色彩等	
	色彩は、別表2に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。） 記載欄
	隅田川の水面上、対岸、橋梁などの主要な眺望点から見たときに、水辺の自然環境や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--